

こんにちは。

今日は第4回目ですね。

では、行きます。

第4回

借用書が無いのだが？

借用書が無いのならこんな証拠を集める

友人同士や、恋人同士だと、  
借用書を作らない場合があります。

民法の建前で言うと、それでいいんです。

契約は口約束でも成立します。

しかしですね・・・

相手が嘘をついたらどうしますか？

貸した、借りてないの・・・

水掛け論になるだけなんですよ。

じゃあ、借用書が無ければ、  
あきらめなければならないのか？

早まらないでくださいね。

要するに、証拠をつかめば良いわけです。

貸した、借りた、という証拠を記録すればいいんです。

立証証拠は借用書だけではありませんから。

では、行きますね。

とにかくどんなものでも記録してください。

簡単なもので言うと・・・

メールですね。

パソコンでも携帯でも、  
相手のメールアドレスから送られたメールです。

残しておいて下さいね。

そして、電話というか、会話ですね。

これは録音してください。

今は便利な I C レコーダーって言うのがありますから、  
それを使ってください。

電話の録音はどうするの？

って思われるかもしれませんが・・・

あるんです。

受話器に貼り付けるようなマイクがあります。

これは電気屋さんで聞いてみたり、  
ネットで調べてみてください。

ちなみにちょっとネット調べてみましたので、  
参考にしてみてください、安いがあります。

↓ I C レコーダー ↓

<https://ameblo.jp/kame-zimu/entry-12352458732.html>

すぐに見つかると思います。

とにかく、借用書がない場合には、  
いろいろな手段で記録してくださいね。

記録する内容は・・・

貸した日付

金額

返済期日

借りた意思

返す意思

いつ返すか？

などを特定させてくださいね。

要するに借用証書の内容と一緒にです。

連絡が取れるのであれば、  
この方法で証拠は取れると思います。

しかし、少し債務者が逃げ始めた場合には、

連絡自体が取れない可能性があります。

そんなときには、  
いっそのこと突然、自宅へ訪問する。

これは、誰かと一緒に行くのが効果的です。

とにかく、突然行くと、驚くんです。

驚いた状態だと、  
証拠作りの誘導尋問に引っかかりやすいんです。

もちろん、この時にも I C レコーダーは用意しておいて下さいね。

それと、この状態の時には、  
少しでも回収できる可能性がありますから、  
追い込んでくださいね。

そして、財布から抜いてください。

あくまで債務者教育ですから、  
やれるところまででいいので、  
やってみてください。

突然の訪問も 2 回目からは、  
驚きが少なくなりますから、  
1 回目がある意味勝負なんです。

ファイトです。

また、内容証明郵便を送る方法もあります。

例えばですね・・・

債務者には100万円を貸したのに、  
その内容証明には120万円貸した、  
って、書いたら相手はどのような行動に出ると思いますか？

そうなんです。

「100万円しか借りてない」

って、反論が来る可能性が高いんです。

そこを記録するわけです。

悪い言葉で言うと・・・

カマをかける

わけです。

あと、普通の書簡でも良いのですが、  
証拠能力で言えば、内容証明郵便がベストですね。

郵便局が1通保管してくれますから、  
証拠能力が高いんですよ。

ちゃんと請求しましたよ、  
って証拠になるんです。

そして、相手方がご丁寧に、  
内容証明郵便で返信してくる可能性もあるんです。

すると、相手が証拠能力のより高い方法で、  
証拠を残してくれるわけなんですよ。

人間の心理として、  
普通の書簡で送れば、  
相手も普通の書簡で返信するんです。

内容証明郵便で送れば、  
相手も内容証明で返信する可能性が高くなるわけです。

まあ、とにかくその時々で取れる方法で、

とにかく証拠を取ってくださいね。

そしてですね・・・

最後の詰めです。

この証拠を取ったら、  
証拠を取ったことを債務者に教えてください。

「今の会話、録音しましたよ」って。

そして、今すぐ返済交渉をしてください。

とにかく、今すぐ返してくれ、と。

おそらく債務者は返せない、って言うんです。

90%言います。

そこで、  
この証拠を元に法的手段に出る、ことを教えてください。

すると、債務者はもう少し待ってくれ、  
などと言う可能性があります。



そこを見逃さないでくださいね。

そこで、一筆取ってください。

ここで、簡易でも借用書を作るんです。

OKですか？

どんな紙でも良いです。

相手に書かせてください。

誰が借りたのか

誰に借りたのか

貸した日付

金額

返済期日

署名押印

これらのことを最低でも書かせてください。

そして、相手が認印を持っているのでしたら、  
押印させてくださいね。

というのは、  
拇印や自署だけでもいいのですが・・・

後々困ることが出てくるんです。

例えば、債務者が居なくなったときに、  
借用書を証拠に、役所で住民票を取りますよね。

この時に拇印や自署だけでは、  
住民票を交付してくれない役所があるんです。

ですので、認印があるのであれば、  
必ず印をもらってくださいね。

とにかく証拠を取る。

そして最後には、簡易でも借用書を作らせる。

では、今日はここまでです。

健闘をお祈りいたします。

MR. Kとは

<http://profile.ameba.jp/kame-zimu/>